平成２１年（フ）第２０３号
沖縄県那覇市繁多川２丁目２番31号　コーポラスだいわＤ－６
債務者　大城喜代美（旧姓野原）
1　決定年月日時　平成21年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第２０８号
沖縄県中頭郡西原町字与那城328番地の２
玉城アパート301号
債務者　金武　勝江
1　決定年月日時　平成21年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第１５８号
北海道勇払郡むかわ町米原479番地３
債務者　赤坂英里奈
1　決定年月日時　平成21年７月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２１年（フ）第１８０号
北海道苫小牧市花園町４丁目８番８号　久我方
債務者　上島　美幸（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成21年７月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２１年（フ）第７１号
岩手県北上市和賀町横川目11地割145番地５
債務者　石川　　登
1　決定年月日時　平成21年７月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２１年（フ）第７８号
岩手県北上市和賀町岩崎17地割30番地２
債務者　小田嶋香織
1　決定年月日時　平成21年７月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２１年（フ）第７９号
岩手県花巻市松園町１丁目31番10号
債務者　増田　賢吾
1　決定年月日時　平成21年７月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２１年（フ）第８６号
茨城県日立市諏訪町２丁目６番16―１号
債務者　根本佐智子
1　決定年月日時　平成21年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２１年（フ）第９３号
茨城県日立市高鈴町１丁目20番１―102号
債務者　小池　陽子
1　決定年月日時　平成21年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２１年（フ）第９４号
茨城県日立市城南町５丁目５番２―401号
債務者　菊池久美子
1　決定年月日時　平成21年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２１年（フ）第９５号
茨城県高萩市肥前町１丁目56番地　カーサ・ヴィオラＡ　102
債務者　沼田　茂夫
1　決定年月日時　平成21年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２１年（フ）第９６号
茨城県高萩市大字赤浜1410番地
債務者　峯岸　文子
1　決定年月日時　平成21年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２１年（フ）第９７号
茨城県高萩市大字赤浜1410番地
債務者　峯岸八千代
1　決定年月日時　平成21年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２１年（フ）第９９号
茨城県日立市大久保町３丁目８番４号
債務者　宮田　早苗
1　決定年月日時　平成21年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２１年（フ）第８３号
茨城県龍ケ崎市川原代町2304番地の４
債務者　下妻加代子
1　決定年月日時　平成21年７月３日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２１年（フ）第１９５号
長野県松本市大字里山辺1989番地１フォーブルＭＳＫ－Ａ棟105、前住所長野県松本市並柳１丁目21番３号
債務者　花田　友仁
1　決定年月日時　平成21年７月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２１年（フ）第３３７号
兵庫県西宮市上甲子園２丁目10番19号　アトレー上甲子園101号
債務者　岡村　交将
1　決定年月日時　平成21年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係